

令和 8 年熊本地震で被災された方への 後期高齢者医療保険料 減免のご案内

令和 8 年 7 月 28 日時点で対象市町村(※1)に住所があり、地震による被害で下のいずれかに該当する後期高齢者医療の被保険者は、保険料が減免される場合があります。

対象となるケース・軽減の割合・申請時に必要な書類

【原則共通】後期高齢者医療保険料減免申請書 + 各ケースの必要書類

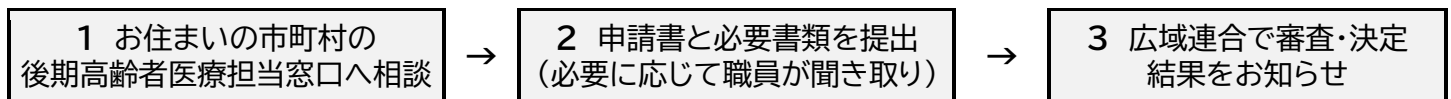
ケース	どんな方が対象？	軽減の割合(※3)	主な必要書類
1	世帯の「主たる生計維持者」が、地震による被害で死亡した、または重篤な傷病を負った方	対象保険料 全額	・被災したことが分かる書類 ・医師の診断書 (死亡の場合は死亡診断書)
2	世帯の「主たる生計維持者」が、地震による被害で行方不明となった方	対象保険料 全額	・被災したことが分かる書類 ・状況報告書(※2)
3	主たる生計維持者の「事業・不動産・山林・給与」のいずれかの収入が、 ①前年より 3 割以上減る見込み ②前年の合計所得が 1,000 万円以下 ③減る収入以外の前年所得が 400 万円以下のすべてを満たす方	前年合計所得に応じ 300 万円以下:全額 400 万円以下:8/10 550 万円以下:6/10 750 万円以下:4/10 1,000 万円以下:2/10 ※事業廃止・失業は対象保険料額の全額	・被災したことが分かる書類 ・収入減少が分かる書類 ・保険金等の補填額が分かる書類 (補填がない場合は申立書) ・令和 7 年所得が分かる書類 ・令和 8 年収入見込みが分かる書類 ・状況報告書(※2)
4	主たる生計維持者が「居住する住宅」に損害を受けた方 (罹災証明書の損害区分で判定)	全壊:全額 半壊・大規模半壊:1/2 床上浸水:1/2 ※長期避難世帯は全壊扱い	・罹災証明書 ※「住家」で発行されたもの
5	被保険者本人が主たる生計維持者ではなく、その本人が地震による被害で行方不明となった方	対象保険料 全額	・被災したことが分かる書類 ・状況報告書(※2)

※1 災害救助法が適用された市町村です。

※2 状況報告書は、市町村職員が申請者から聞き取りを行い作成します。

※3 ケース 3 の「軽減割合」は、計算した対象保険料額に対する割合です。複数のケースに該当する場合は、減免額が最も大きくなるものを適用します。

申請の流れ



申請期限

令和 9 年 3 月 31 日まで	申請・相談先:お住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口 ※ 必要書類は状況により追加でお願いする場合があります。まずは窓口へご相談ください。
-------------------	---